

兵庫医科大学倫理審査委員会

(任期：2019年10月1日～2021年9月30日)

所 属	職 名	氏 名	適 用 条 項	備 考
麻 酔 科 学 ・ 疼 痛 制 御 学	主任教授	◎廣 瀬 宗 孝	第4条第1項第1号	
放 射 線 医 学	主任教授	山門 亨一郎	第4条第1項第1号	
内 科 (リウマチ・膠原病科)	臨床教授	松 井 聖	第4条第1項第1号	
内 科 (循環器内科)	臨床教授	朝 倉 正 紀	第4条第1項第1号	
生 理 学 (生体機能部門)	主任教授	○越 久 仁 敬	第4条第1項第2号	
遺 伝 学	主任教授	大村谷 昌 樹	第4条第1項第2号	
法 医 学	准教授	山 本 琢 磨	第4条第1項第2号	
兵庫医療大学 共通教育センター 講師		吉 田 幸 恵	第4条第1項第3号	
関西学院大学大学院 司法研究科 教授		荒 川 雅 行	第4条第1項第3号	
一般の立場から意見を述べることのできる者		巽 純 子	第4条第1項第4号	
一般の立場から意見を述べることのできる者		藤 川 和 男	第4条第1項第4号	
看 護 部	看護部師長	藤 井 利 江	第4条第1項第5号	

※ ◎委員長、○副委員長

兵庫医科大学倫理審査委員会規程（抜粋）

(組 織)平成27年9月 改正)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 臨床医学系の教授 4名（うち1名以上を教授とする。）
 - 2 基礎医学系の教授 3名（うち1名以上を教授とする。）
 - 3 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 2名以上
 - 4 一般の立場から意見を述べることのできる者 2名以上
 - 5 その他委員長が必要と認めた医師以外の職員 若干名
- ② 前項1～4号の委員のうち2名以上を本学に在籍していない者（以下「外部委員」という。）とする。
- ③ 第1項各号の委員には男女両性を1名以上含むこととする。
- ④ 本学に在籍する委員の委嘱は教授会の意見を聴き学長が行う。
- ⑤ 外部委員の委嘱は、学長と委員長の協議を経て学長が行う。
- ⑥ 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ⑦ 委員会に欠員が生じたときは、補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。